

記載例

離婚届

平成27年 〇月 / 〇日届出

富山市長殿

受理 平成 年 月 日	発送 平成 年 月 日
第 号	第 号
送付 平成 年 月 日	長印
第 号	
世帯主の氏名	戸籍記載
世帯主の氏名	世帯主の氏名
世帯主の氏名	世帯主の氏名
世帯主の氏名	世帯主の氏名
世帯主の氏名	世帯主の氏名
世帯主の氏名	世帯主の氏名
世帯主の氏名	世帯主の氏名

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。
 筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。
 届書は、1通でさしつかえありません。
 この届書を本籍地でない役場に出すときは、戸籍謄本が必要ですから、あらかじめ用意してください。
 そのほかに必要なもの 調停離婚のとき一調停調書の謄本
 審判離婚のとき一審判書の謄本と確定証明書
 和解離婚のとき一和解調書の謄本
 認諾離婚のとき一認諾調書の謄本
 判決離婚のとき一判決書の謄本と確定証明書

成人の証人2人を要します。

(1) 氏名	夫 甲野 太郎	妻 甲野 花子
生年月日	昭和50年5月5日	昭和50年3月3日
住所	富山県富山市大手町三丁目 7番地 1号	富山県富山市星井町一丁目 1番地 1号
本籍	富山県富山市大手町三丁目 700番地	富山県富山市星井町一丁目 1番地
父母の氏名	夫の父 甲野 一郎 続柄 母 乙子	妻の父 丙山 次郎 続柄 母 乙川 和子
離婚の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚 <input type="checkbox"/> 調停 <input type="checkbox"/> 審判	<input type="checkbox"/> 和解 <input type="checkbox"/> 請求の認諾 <input type="checkbox"/> 判決
婚姻前の氏名	夫は 甲野 太郎 妻は 丙山 花子	
もどる者の本籍	富山県富山市宝町二丁目300番地 筆頭者の氏名 丙山 花子	
未成年の子の氏名	夫が親権を行う子 甲野 三郎	妻が親権を行う子
同居の期間	平成14年4月から 平成24年9月まで	
別居する前の住所	富山県富山市大手町三丁目7番地 1号	
別居する前の世帯のおもな仕事と	<input type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input checked="" type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用労働者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 4. 3にあてはまらない常用労働者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしている者のいない世帯 <small>(国務調査の年 平成17年の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください)</small>	
夫妻の職業	夫の職業 〇1	妻の職業 〇3
届出人	夫 甲野 太郎	妻 甲野 花子
署名押印	甲野 太郎	甲野 花子
事件番号	住定年月日	夫 年 月 日 妻 年 月 日

証人 (協議離婚のときだけ必要です)	
署名	福井 孝助
名印	福井 孝助
生年月日	昭和25年3月5日
住所	福井県福井市田原町 二丁目7番地4号
本籍	福井県福井市田原町 二丁目310番地
署名	大手 梅子
名印	大手 梅子
生年月日	昭和37年8月9日
住所	福井県福井市野村町 三丁目5番地1号
本籍	福井県福井市野村町 三丁目50番地

住所が変わった場合(転入、転居)は、変更後の住所を記入してください。

例えば、花子が「甲野」氏のままでいたい場合

引き続き、婚姻中の氏を称することを希望する場合には、別の届出(77条の2の届)をする必要があります。希望される場合は、窓口が担当までご相談ください。

届出者の本人確認にご協力を!!

あなたの大切な
戸籍と住民票を守ります

偽りの届出を防ぐため、戸籍の届出及び住民異動届出に来院された方について運転免許証・パスポート・住基カードなど、写真付きの公的身分証明書等の提示をいただきます。ただし、上記の身分証明書をお持ちでない方も届出はできますので、窓口にお申し出ください。

なお、来院されない届出人に対し届出があったことの連絡を郵便で行います。
富山市役所 市民課戸籍係
電話 076-443-2050

父母がいま婚姻しているときは、母の氏は書かないで、名だけを書いてください。養父母についても同じように書いてください。
□には、あてはまるものに○のようにしるしをつけてください。

本籍が富山市でないときは、戸籍謄本が一通必要です。

今後も離婚の際に称していた氏を称する場合には、左の欄には何も記載しないでください(この場合にはこの離婚届と同時に別の届書を提出する必要があります。)

未成年の子がいるとき、夫・妻のどちらが親権を行うか、子の氏名を書いてください。

同居を始めたときの年月は、結婚式をあげた年月または同居を始めた年月のうち早いほうを書いてください。

この欄も記入してください。

届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。

未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。

(面会交流)
取決めをしている。
まだ決めていない。
 (養育費の分担)
取決めをしている。
まだ決めていない。
 (未成年の子がいる場合に父母が離婚をするときは、面会交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。)

- ◎ 署名は必ず本人が自署して下さい
- ◎ 印は各自別々の印を押して下さい
- ◎ 届出人の印を御持参下さい

連絡先 090-XXXX-XXXX
 電話() 443-2050番
 自宅() 携帯() 呼出 方

子が離婚後の母の戸籍に入るには家庭裁判所の許可を得て、入籍することになります。詳しくは窓口にてご相談ください。